

意見書

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関して

私どもは、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化する中、「すべての子どもの最善の利益」に向けて、認定こども園の総合的な機能を高めることを第一義的な使命として取り組み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現と幼児教育・保育に従事する保育者の質の向上に寄与できるよう取り組んでいます。

この国のすべての子ども達が幼児教育・保育を提供する施設等に通園していることに対し、その保育料等を無償化にしていくこととすれば、認可であれ、認可外であれ、すべての施設に通園する子どもたちが無償化の対象範囲に含まれるべきではないかと考えています。

しかしながら、これを実現するためにはさまざまな懸念事項があると考えられるため、以下にまとめるものといたします。

無償化になることに向けての懸念事項

○無償化対象時間が4時間を標準とする幼児教育の時間だけでなく、8時間や11時間の保育も対象となった場合、長時間利用の園児が増加する可能性が高く、各施設では配置人数を確保するため、これまで以上に人材の確保が必要となる。

○現行の認定こども園や保育所の場合、2号認定子どもが標準時間認定・短時間認定等の保護者の就労時間に応じた公定価格や保育料が定められている。無償化が進んだ際に、このような保護者の就労時間に応じた設定が崩れてしまうのではないかと。

○各自治体によっておかれている事情が大きく異なるため、認可外保育施設を一定の条件付きで対象とする場合であっても、例えば「各自治体が認めた施設等」などとすべきではないかと。

○認可外保育施設を対象とする場合、各施設からの申請方式にして実施を希望する施設に限定することもできるのではないかと。

最後に

いまだかつてないほど、子どもとその家庭に向けて、財源を投入していただくことに大変感謝をしています。この施策が真に「すべての子どもの最善の利益」となるよう、私どももこれまで以上に全力で取り組んでまいります。